平成２４年（フ）第３号
東京都足立区新田３丁目９番９号ハイネス王子301号室、申立時の住所鹿児島県枕崎市明和町340番地
債務者　揚野久美子
1　決定年月日時　平成24年３月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月21日まで
鹿児島地方裁判所知覧支部

平成２４年（フ）第１５号
鹿児島県指宿市山川成川696番地
債務者　宮﨑　厚一
1　決定年月日時　平成24年３月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月21日まで
鹿児島地方裁判所知覧支部

平成２４年（フ）第１５号
宮城県角田市角田字流362番地２
債務者　二梃木好夫
1　決定年月日時　平成24年３月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月22日まで
仙台地方裁判所大河原支部

平成２４年（フ）第３５号
秋田市楢山南中町６番49号　アーバンハイツ登町102号
債務者　寺田カツ子
1　決定年月日時　平成24年３月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月22日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第８号
千葉県鴨川市横渚635番地２
債務者　島田　亜美
1　決定年月日時　平成24年３月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月22日まで
千葉地方裁判所館山支部

平成２３年（フ）第３２３号
長野県松本市大字芳川小屋307番地16
債務者　髙山　満郎
1　決定年月日時　平成24年３月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月22日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２３年（フ）第３２４号
長野県松本市大字芳川小屋307番地16
債務者　髙山智惠子
1　決定年月日時　平成24年３月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月22日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２４年（フ）第１７号
長野県松本市並柳１丁目７番４号
債務者　鹿住　　浩
1　決定年月日時　平成24年３月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月22日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２３年（フ）第１２５９号
京都府長岡京市野添２丁目３番５号　市営住宅Ａ棟403
債務者　山田工業こと　山田　達也
1　決定年月日時　平成24年３月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月22日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第２４０号
京都市上京区中立売裏門東入多門町434番地コスモ星の子ハイツ701号室、住民票上の住所京都市右京区京北周山町高梨子１番地１
債務者　島田さおり
1　決定年月日時　平成24年３月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月22日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第２７５号
京都市南区吉祥院清水町32番地２　リバティーハウス京都602号室、住民票上の住所大阪市東成区東小橋２丁目８番31号　ファミール早苗602号
債務者　花野　哲也
1　決定年月日時　平成24年３月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月22日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第２９０号
京都市伏見区羽束師古川町647番地３　府営住宅羽束師団地２棟206号
債務者　谷川　公一
1　決定年月日時　平成24年３月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月22日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第２９１号
京都市伏見区羽束師古川町647番地３　府営住宅羽束師団地２棟206号
債務者　谷川　かち
1　決定年月日時　平成24年３月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月22日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第３０４号
京都市伏見区淀際目町240番地１　府営住宅２棟211号室
債務者　杉立　陵子
1　決定年月日時　平成24年３月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月22日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第２１５号
鳥取県鳥取市吉方温泉１丁目414番地　ルミエール203号
債務者　秋山　和宏
1　決定年月日時　平成24年３月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月22日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第２４号
鳥取県鳥取市雲山122番地18　コーポ・マイⅡ201号、旧住所鳥取県八頭郡八頭町郡家625番地
債務者　上田　秀夫
1　決定年月日時　平成24年３月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月22日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第２５号
鳥取県鳥取市浜坂７丁目７番16号
債務者　澤田　良美
1　決定年月日時　平成24年３月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月22日まで
鳥取地方裁判所民事部